（案）

静岡市桜の園（身体障害者福祉施設）、静岡市桜の園（重度障害者生活訓練ホーム）及び静岡市桜の園城北館の管理に係る協定書

静岡市（以下「甲」という。）と○○○○（以下「乙」という。）との間に、静岡市桜の園（身体障害者福祉施設）（以下「桜の園」という。）、静岡市桜の園（重度障害者生活訓練ホーム）（以下「生活訓練ホーム」という。）及び静岡市桜の園城北館（以下「城北館」という。）の管理について次のとおり協定を締結する。

（信義誠実の義務）

第１条　甲及び乙は、信義に従い、この協定を誠実に履行するものとする。

（業務の内容）

第２条　甲は、乙に次に掲げる業務を行わせる。

（１）静岡市身体障害者福祉施設条例（平成15年静岡市条例第153号。以下「福祉施設条例」という。）第10条の規定に基づき、福祉施設条例第14条各号に掲げる桜の園の管理（以下「管理業務」という。）。

（２）静岡市重度障害者生活訓練ホーム条例（平成15年静岡市条例第154号。以下「生活訓練ホーム条例」という。）第12条の規定に基づき、生活訓練ホーム条例第16条各号に掲げる生活訓練ホーム及び城北館の管理（以下「管理業務」という。）。

２　管理業務は、事業計画書（別紙１）及び業務仕様書（別紙２）にしたがって行うものとする。

３　乙と桜の園、生活訓練ホーム及び城北館の利用者との間の具体的な利用契約については、それぞれの責任において、取り交わすこととする。

（協定の期間）

第３条　この協定の期間は、令和　年　月　日から令和　年　月　日までとする。

（管理費用）

第４条　乙の管理業務に要する費用は、利用料金による独立採算とし、請求及び受領事務一式は、乙が行うものとする。

（事業報告）

第５条　乙は、毎月の管理業務の処理状況を翌月15日までに事業報告書として甲に提出するとともに、第３条の期間終了後50日以内に、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第７項に規定する事業報告書を甲に提出し、甲は、当該報告書の提出を受けたときは、その日から10日以内に検査を行うものとする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第６条　乙は、指定管理者の地位及び管理業務に関して生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供してはならない。ただし、甲の書面による承認を受けた場合は、この限りでない。

（業務の委託等の禁止）

（案）

第７条　乙は、第三者に対し、福祉施設条例第14条及び生活訓練ホーム条例第16条に規定する業務を委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、特別な理由がある場合で、あらかじめ甲の書面による承認を受けた場合は、この限りでない。

（委託の方法）

第８条　前条の規定により、乙が第三者に指定管理業務を委託するときは、市に準じた形式によって業者選定から検収に至る手続を実施するものとする。

（損害賠償）

第９条　乙は、管理業務の実施に当たり、甲又は第三者に損害を及ぼしたときは、その損害について賠償の責めを負うものとする。

２　管理業務の実施に当たり、乙又は乙の従業員に損害を生じても、甲は、その責めを負わない。

（帳簿等の保存）

第10条　乙は、管理業務の会計に関する帳簿及び書類等を、その完結の日から10年間保存するものとする。

（防犯カメラ等の管理、運用）

第11条　乙は、桜の園及び生活訓練ホームに設置された防犯カメラ等の管理及び運用については、甲が定めた静岡市防犯カメラ等の個人情報の保護に配慮した設置及び運用に関する要綱（平成18年２月１日施行）に基づき実施するものとする。

２　乙は、防犯カメラ等の管理に関する責任者及び操作者を選任し、甲に報告するものとする。変更したときも、また同様とする。

（個人情報の保護に関する事項）

第12条　乙は、管理業務を実施するにあたり、個人情報の保護に関し、個人情報の保護に関する取扱仕様書（別紙３）に定める事項を遵守しなければならない。

（情報公開）

第13条　乙は、静岡市情報公開条例（平成15年静岡市条例第４号）の趣旨に即して、自らが保有する指定管理業務に係る情報の公開に努めなければならない。

（利用者等からの意見聴取）

第14条　乙は、桜の園、生活訓練ホーム及び城北館の管理業務の実施に当たり、施設の利用者から意見聴取を行うものとする。

２　前項の規定により意見聴取を行う場合、乙は、実施時期、内容及び方法等について甲と協議するものとする。

３　乙は、前２項の規定により実施した意見聴取の内容について、甲に報告するものとする。

（保安管理に関する事項）

第15条　乙は、桜の園及び生活訓練ホームの自家用電気工作物の保安管理業務を実施するにあたり、自家用電気工作物の保安管理に関する確認書（別紙４）に定める事項を遵守しなければならない。

（案）

（指定取消等に伴う損害賠償）

第16条　地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第11項の規定により、甲が乙の指定を取り消し、又は管理業務の全部又は一部を停止した場合において、甲に損害が生じたときは、乙がその責めを負うものとする。

２　地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第11項の規定により、甲が乙の指定を取り消し、又は管理業務の全部又は一部を停止した場合において、乙に損害が生じても、甲は一切の責めを負わない。

（市長への報告等）

第17条　乙は、協定の履行に当たって、暴力団員等による不当な行為を受けたときは、市長に報告するとともに、所轄の警察署長への通報その他の暴力団の排除のために必要な協力を行わなければならない。

（定めのない事項等の処理）

第18条　この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、法令（静岡市の条例、規則等を含む。）の定めによるもののほか、甲、乙協議のうえ処理するものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙両者記名押印のうえ、各自１通を保有する。

令和　年　月　日

静岡市葵区追手町５番１号

甲

静岡市長　難　波　喬　司

乙